

## ○第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業者選定委員会設置要綱

令和3年9月16日

規程第6号

### (設置)

第1条 小山広域保健衛生組合（以下「組合」という。）が、第2期エネルギー回収推進施設の整備及び運営事業を、PFI方式等により行うにあたり、民間の事業者選定を公平かつ適正に実施するため、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務等)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 実施方針、要求水準及び特定事業の選定に関すること。
- (2) 民間事業者の選定方式に関すること。
- (3) 民間事業者の募集要項及び事業者選定基準等に関すること。
- (4) 民間事業者による提案の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本事業の実施に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 組合構成市町の職員
- (3) 組合の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命されたときから、管理者へ第2条4項に規定する民間事業者の選定に係る報告を提出した日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱又は任命することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

### **(委員長等)**

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### **(会議)**

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初の会議は管理者が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### **(会議の公開等)**

第7条 委員会の公開・非公開については、委員長と組合事務局の協議により決定する。

- 2 委員会の会議結果要旨は、原則公開とする。ただし、公開することが不適當なもの、全部又は一部を非公開とすることができる。

### **(守秘義務)**

第8条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### **(委員報償)**

第9条 委員及び第6条第4項により委員会に出席を求めた者に報償及び旅費（以下「報償等」という。）を支給する。

- 2 前項に規定する報償等の額は、管理者が別に定める。

(報告)

第10条 委員会は、第2条に掲げる民間事業者の選定の審議を終えたときは、その結果を管理者に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、組合 建設政策課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和3年9月16日から施行する。
- 2 この要綱は第2期エネルギー回収推進施設整備・運営に関する民間事業者が決定した日をもって効力を失う。